

# 水質検査の信頼性確保検討会の最終とりまとめ

(2010.11.4 開催)

11月4日、厚生労働省 水質検査の信頼性確保検討会の最終とりまとめ会議を開催し、パブリックコメントと報告書の取り纏めを行った。これを踏めいて、年度内の厚生科学審議会水道部会を開催し手報告した後、水道法施行規則の見直し等の具体的取り組みを審議していく。

詳細は、下記の新聞記事を参照してほしい。

◆日本水道新聞 11月8日(月)付

## 国・事業者・検査機関一体で

### 委託の適正化方策示す

#### 厚生労働省・信頼性確保検討会 水質検査で報告書

厚生労働省の水質検査の信頼性確保に関する取組検討会(安藤正典武蔵野大学環境学部客員教授は4日、最終発表を開き報告書を取りまとめた。パブリックコメントを踏まえて一部修正したが、ほぼ原案通り。登録検査機関に水質検査を委託する場合も、水道事業者はその検査結果に責任を持つべきだとし、国や登録検査機関、日本協など関係者が一体となり、水質検査の信頼性を確保するための取り組みを整理している。年度内に厚生科学審議会生活環境水道部会に報告、水道法施行規則の見直しなど国としての具体的な取り組みを審議していく予定。

具体的に水道事業者は、水質検査の精度を確保するために必要な費用を負担するなどの登録検査機関の委託が適正となるよう取り組む。地方公共団体の入札制度に則した低入札価格調査制度や最低制限価格制度の活用も適宜検討されている。

ほか、検査料金を必要に応じて見直し、落札率の原則禁止を反映。また、国が実施している外部精度管理調査を統一し、試験開始までの時間など基礎的な作業内容を明確化するよう、告示法の見直しを検討すべきだとしている。また、登録検査機関の標準作業書は告示法と整合させるとともに、試験採取や運搬の作業手順なども明記。国や事業者の求めに応じて日常の検査業務を確認するための調査に対応すべきとした。検査料金は水質検査業務の積算根拠のほか、求めに応じて落札料金の積算も提示すべきと踏み込んでいる。



4日に開かれた検討会

一方、国は登録申請や更新時に、水質検査業務規程の検査料金を受取上限、検査区域を的確に審査。検査に問題が生じる可能性のある登録検査機関に対して、現地調査で確認することを

点を当てずらく評価し、見直しすべきだとしている。

関係者には、職員数が限られている中小事業者を念頭に、水質検査の知識や経験が十分ではない職員も活用可能な技術的支援を求めている。具体的には入札条件や特記様書例、事業者が確認すべきチェックリスト、標準歩掛りの作成、研修会の実施を挙げている。現在、特記様書やチェックリストについては、日本協で検討が行われている。

議事では、落札料金の積算確認は従来なかった新たな取り組みだとし、適切な検査に向けて抑止力となると期待する一方、実務面が今後の課題になるとの指摘が寄せられた。

この報告を受けて、今後水道法施行規則の見直しなどが検討されることになる。登録検査機関に対する業務調査などのあり方について、来年度には有識者委員会が立ち上がる予定。